
地方振興局の再編

— 地方振興局から県民局へ —

平成17年1月

岡山県

目 次

はじめに	1
序 論	
1 再編のねらい	2
2 再編後の地方振興局が担うべき機能	2
(1) 総合出先機関としての機能	
(2) 広域行政支援機能	
(3) 県民の参画、地域との協働による地域のプロデューサー機能	
(4) 各行政分野ごとの出先機関としての機能	
(5) 住民サービス機能	
3 再編への取組	3
I 再編による新たな行政体制	
1 新たな行政体制	4
(1) 県民局	
(2) 地域庁舎	
2 再編の進め方 －2段階の見直し－	4
II 県民局の所管区域	
1 所管区域	5
2 3局再編の考え方	6
(1) 歴史的、地理的背景	
(2) 市町村合併への対応	
(3) 行政効率	
(4) 住民の生活圏域	
3 県民局の位置	7
III 県民局の組織と業務	
1 再編に伴う組織と業務	8
2 各機関で実施する業務の考え方	10
(1) 本庁へ集約して実施する業務	
(2) 県民局で実施する業務	
(3) 地域庁舎で実施する業務	
3 県民局の設置に伴う出先機関の見直し	13
(1) 保健所	
(2) 農業改良普及センター	
(3) 玉野建設事務所及び建部建設事務所	
(4) その他の出先機関	

IV 県民局の機能強化	1 4
V 市町村への権限・事務の移譲	
1 取組の姿勢	1 5
2 進め方	1 5
VI 再編に伴う削減効果の目標	1 5
VII 再編に伴う課題への対応	
1 二重行政への対処の考え方	1 6
(1) 制度上の見直し	
(2) 運用上の見直し	
(3) 県民への周知	
2 災害・危機管理対応への考え方	1 7

資料

・生活圏域

資料1:通勤圏 資料2:通学圏 資料3:重症時医療圏 資料4:高速道路・鉄道網

・各機関で行う具体的な業務（主なもの）

はじめに

地方振興局は、昭和49年7月、地域の特性に応じながら、地域住民に密着した総合的で効率的な行政を推進するため、それまで県下各地域に数多く点在していた縦割りの単独事務所のうち、県税事務所、福祉事務所、労政事務所、農林事務所、農業改良普及所、土木事務所など、地域の基幹的な出先機関を9つの生活圏ごとに整備・統合し設置されたものです。

以来、市町村の枠を超えた広域的な行政課題への対応や、ハード・ソフト両面にわたる総合的な行政サービスの提供、市町村に対する支援や助言、地域ニーズに応えた特色ある施策などを推進し、地域の振興発展に大きな役割を果たしてきました。

しかし、モータリゼーションの急速な浸透や道路網の整備による生活圏の広域化、通信網の整備による高度情報化、少子・高齢化の進行、分権型社会への移行、市町村合併の進展など、本県を取り巻く社会経済状況は、この30年間で著しく変化しています。

また、環境問題への対応や、県政の目標である「快適生活県」を実現させるための様々な分野での協働の推進など、新たな課題にも対応していく必要があります。

さらに、国・地方を取り巻く厳しい財政状況の中、今まで以上に、限られた財源を有効に活用し、効率的な行政運営を一層進めていくことが求められています。

このような状況の変化や課題を踏まえ、第3次行財政改革大綱の基本的考え方沿って地方振興局の再編整備を行うこととしました。

本県は、総合的な出先機関の設置において、全国的に先駆けた取組を行いました。そして、今、時代に対応した新たな県民局体制の設置にあたりましても、全国に範を示してまいります。

この振興局の再編は、第3次行財政改革の中の最大の取組課題であり、地方分権改革の大きな流れの中で、本県の将来の発展のために避けては通れない改革です。

今後、地域や県民との協働、市町村への権限移譲を進めながら、振興局制度発足以来の大改革に全庁一丸となって取り組んでまいります。そして、この再編により、これまで地方振興局が果たしてきた役割、機能を引き継ぎながら、新しい時代に対応した真に効率的で効果的な行政体制の確立を目指しますので、県民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成17年1月

岡山県知事 石井正弘

序　論

1　再編のねらい

今後、市町村への権限移譲が一層進み、市町村合併など、市町村のあり方も大きく変わっていく中で、広域的な地域の総合出先機関として、地域の実態を踏まえた施策を、多様な主体との協働を進めながら、迅速・的確に展開することを目指します。

また、本県を取り巻く極めて厳しい行財政状況のもとで、県民の期待に応える「新しい時代に対応する柔軟でスリムな組織体制」の整備を目指します。

2　再編後の地方振興局が担うべき機能

(1) 総合出先機関としての機能

新たな行政課題や複雑・多様化する行政需要に的確に対応するため、地方分権時代にふさわしい地域の総合出先機関としての総合調整機能を発揮します。また、現在、地方振興局を経由して本庁で処理している業務については、原則としていずれかの機関だけの処理で完結し、二重の事務処理とならないようにします。

(2) 広域行政支援機能

地方分権時代における市町村の主体的な活動を、より広域的な視点で支援します。

(3) 県民の参画、地域との協働による地域のプロデューサー機能

市町村との連携、N P O や地域住民などとの協働の視点で地域課題を解決していくことを目指します。

(4) 各行政分野ごとの出先機関としての機能

業務の必要性について十分検討したうえで、税務、保健福祉、農林水産、土木などの各行政分野の出先機関としての機能を果たし、効果的な事業推進を図ります。

(5) 住民サービス機能

旅券発行・納税窓口など住民と密接なつながりのある事務は、電子自治体の機能を活用し、住民の利便性の確保に配慮しながら効率的に事務を進めるとともに、今後、市町村への権限移譲を検討するなど見直しを行います。

3 再編への取組

広域化による機能強化

- ・広域的、専門的な行政課題に対応するため、専門性が必要な部門に行政資源（人員や予算）を集中し、機能の充実・強化を図ります。
- ・本庁から再編後の地方振興局への権限の委譲を進め、広域化された局で、申請から決定までの一連の手続きが完了するシステムを作ります。

多様な主体との協働の推進

- ・N P O、ボランティア等多様な主体との協働を進め、その創造性を県政に反映させます。
- ・市町村へ権限・事務の移譲を積極的に進め、県民に身近な行政事務は身近な行政主体が担うこととします。
- ・従来の行政の枠を超えた、質の高いサービスの提供を目指します。

簡素効率的な組織、執行体制の確立

- ・官・民、県・市町村の役割を見直し、効率的・効果的な組織体制を築きます。

I 再編による新たな行政体制

1 新たな行政体制

現在の地方振興局は、県の総合出先機関として県内各地の生活圏ごとに9箇所設置され、30年にわたって地域の代表的な県機関として親しまれてきました。

しかし、今後、身近な行政主体による自己決定、自己責任を趣旨とした「分権型社会」への移行や市町村合併の進展などから、「地方振興」は、市町村がその中心的な役割を果たしていくこととなります。

こうした社会の変化に対応した新たな総合出先機関として、また、県民本位の地域政策全般を担う広域化した県の出先機関として、地方振興局は新しい行政体制に生まれ変わります。

(1) 県民局

現在の地方振興局を統合し、県民と向き合いながら、地域の政策全般について担うこととなる新たな県の拠点機関として、平成17年4月から**3つの「県民局」**に再編します。

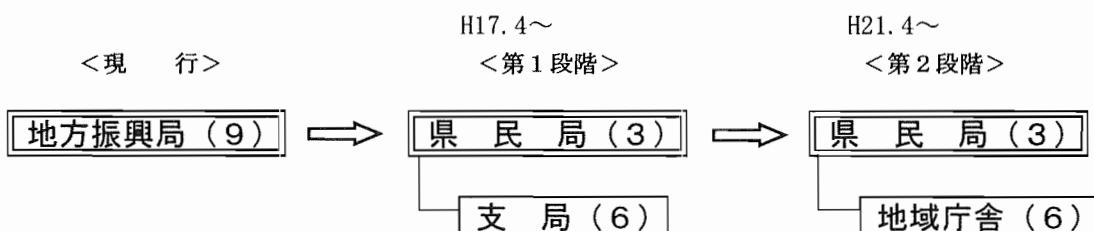
(2) 地域庁舎

6つの既存の地方振興局は3つの県民局に統合されますが、現地で行う必要がある県施設の管理業務や災害・危機管理などの業務については、現在の地方振興局が置かれている地域に**「地域庁舎」**（仮称、以下同じ）を設け、ここで実施します。

しかし、次の「再編の進め方」に示すとおり、こうした体制は平成21年4月から実施することとし、平成17年4月から平成21年3月までの4年間は、6つの地方振興局を県民局の**「支局」**に改め、過渡的な体制で業務を行います。

2 再編の進め方 －2段階の見直し－

平成17年度を再編のスタートとしますが、現在のいずれの地方振興局の場所にも県民局またはその支局を設置します。しかし、平成20年度末までの第3次行財政改革推進期間中に、「住民に身近な行政事務はできるかぎり市町村で行う」という地方分権の理念に基づき、市町村への権限・事務移譲等を進めながら、順次、支局の機能を縮小し、平成21年4月までには支局を地域庁舎へ再編することで、再編を完了させるという2段階での見直しを進めます。

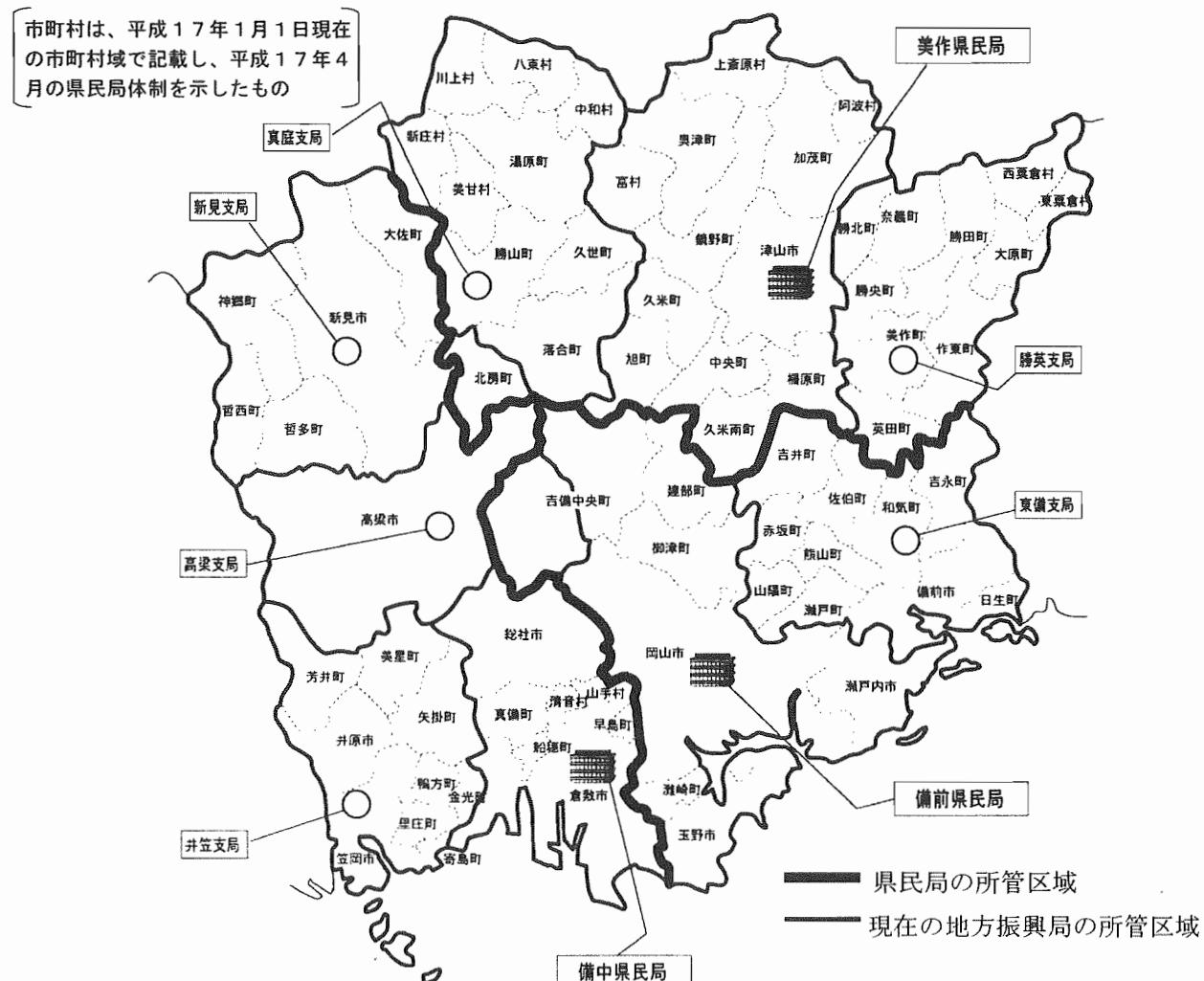


※ 県民局、支局または地域庁舎の組織と業務については、P 8以下に掲載しています。

II 県民局の所管区域

1 所管区域

歴史的・地理的背景、市町村合併への対応、行政効率、住民の生活圏域等を総合的に勘案し、備前県民局・備中県民局・美作県民局の3局に再編します。



県民局	位置	人口(万人)	面積(km ²)	合併後市町村数(見込)	所管区域(見込)	現在の地方振興局
備前県民局 └ 東備支局	岡山市	90.1	1,900	9 5市町	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、御津郡、赤磐郡、和気郡、児島郡、加賀郡	岡山局
備中県民局 └ 井笠支局 └ 高梁支局 └ 新見支局	倉敷市	78.9	2,462	10 7市町	倉敷市、総社市、笠岡市、井原市、高梁市、新見市、都窪郡、浅口郡、小田郡、後月郡、吉備郡、阿哲郡	東備局 倉敷局 井笠局 高梁局 阿新局
美作県民局 └ 真庭支局 └ 勝英支局	津山市	26.1	2,743	10 3市町2村	津山市、上房郡、真庭郡、苦田郡、勝田郡、英田郡、久米郡	真庭局 津山局 勝英局

(注)合併後市町村数は、平成17年1月1日現在の協議会の設置状況により推測(今後の市町村合併により変更の可能性があります)。

現行の所管区域を越えて合併した吉備中央町は備前県民局の所管とし、合併により真庭市となる予定の北房町は美作県民局の所管とします。

2 3局再編の考え方

(1) 歴史的、地理的背景

備前、備中、美作という古来の国による地域は、それぞれがその歴史的、地域的な共通点を持って発展してきており、地域ごとの結びつきは現在でも強く残っているといえます。県民局は、こうした地域の結びつきの中にあって、広域的な施策を推し進めます。

併せて、備前、備中、美作という伝統的な地名を県民局の名称に用いることで、それぞれの県民局の所管区域を概ね示すとともに、一定の広がりを感じさせることができるものと考えます。また、今日の社会において忘がちとなっている歴史や風土の大切さを後世に引き継ぎ、地域の文化や伝統を守り、育む気持ちを大切にしてまいります。

(2) 市町村合併への対応

現在、すでに3つの合併市町が誕生するとともに、県下各地域において市町村合併への取組が進められており、これらの合併が実現すると、平成の大合併前に78あった市町村が約1／3程度になると見込まれます。

現在の9つの地方振興局は、78の市町村と連携を図りながら業務を進めてきましたが、こうした市町村の行政体制の大きな変革の中で、新たな市町村の行政体制に応じた見直しを行い、地域の総合出先機関である地方振興局も再編に取り組む必要があります。

(3) 行政効率

広域行政を実施するための一定の人口規模を持ち、管内の面積や市町村数に大きな不均衡が生じないよう配慮しました。

特に、分権改革が進む中で、県民に軸足をおいた行政を進めるうえで欠くことのできないパートナーであり、今後とも一層の連携が必要となる市町村について、広域化した県民局間で数的バランスをとり、各局が効率的に広域行政を展開できる体制とします。

また、道路網・高速交通網の整備や公共交通機関等の利便性を考慮しました。さらに、情報先進県である本県の高度情報通信網の一層の進展に伴い、時間的距離の課題も克服されるものと考えます。

そして、現下の極めて厳しい財政状況を念頭に、行財政改革の効果を最も発揮できる体制を目指します。

(4) 住民の生活圏域

昭和49年の地方振興局制度発足時以降の通勤圏、通学圏、医療圏など、県民の行動圏域の移り変わりも併せて考慮しました。

[資料参照]

3 県民局の位置

備前県民局は岡山市、備中県民局は倉敷市、美作県民局は津山市に設置します。

また、再編に伴う財政支出を極力抑制するため、備前県民局は現在の岡山地方振興局、備中県民局は現在の倉敷地方振興局、美作県民局は現在の津山地方振興局の建物を使用します。

県民局の位置については、行政サービスは主に「人」を対象としていることから、人口の集積度を考慮するとともに、管内各地域からの交通の利便性を勘案し、これら3つの都市に設置することが最も望ましいと考えました。

特に、再編に伴い9つの地方振興局が3つの県民局へ集約されることから、各県民局管内の住民や市町村等の来局の利便性や業務実施の効率性を考慮すると、交通の結節点として管内各地域から比較的短時間で到達できる位置にあることが望ましいといえます。

なお、県民局の位置については、今後、地方分権の進展に伴い県と市町村との役割分担が大きく見直される場合などには、広く県民の意向を踏まえ、財政健全化の実現を図ったうえで、あらためて議論する必要も生じてくるものと考えます。

地方振興局は、県民局へ再編することにより広域化されますが、これに対して、県民の生命や財産を守るために災害・危機管理への対応業務や窓口対応業務など現地で行う必要がある業務は、引き続き現在の場所で行うとともに、電子申請の拡大や市町村への権限移譲の推進などにより、県民サービスへの影響に配慮します。

III 県民局の組織と業務

1 再編に伴う組織と業務

再編により、現在の地方振興局の組織及び業務は、次のように変わっていくことになります。

なお、組織体制等については、市町村合併の動向や市町村と県との役割分担、民間との協働など関連する諸課題の進展、その他社会経済情勢の変化に柔軟に対応しながら、再編を進めてまいります。

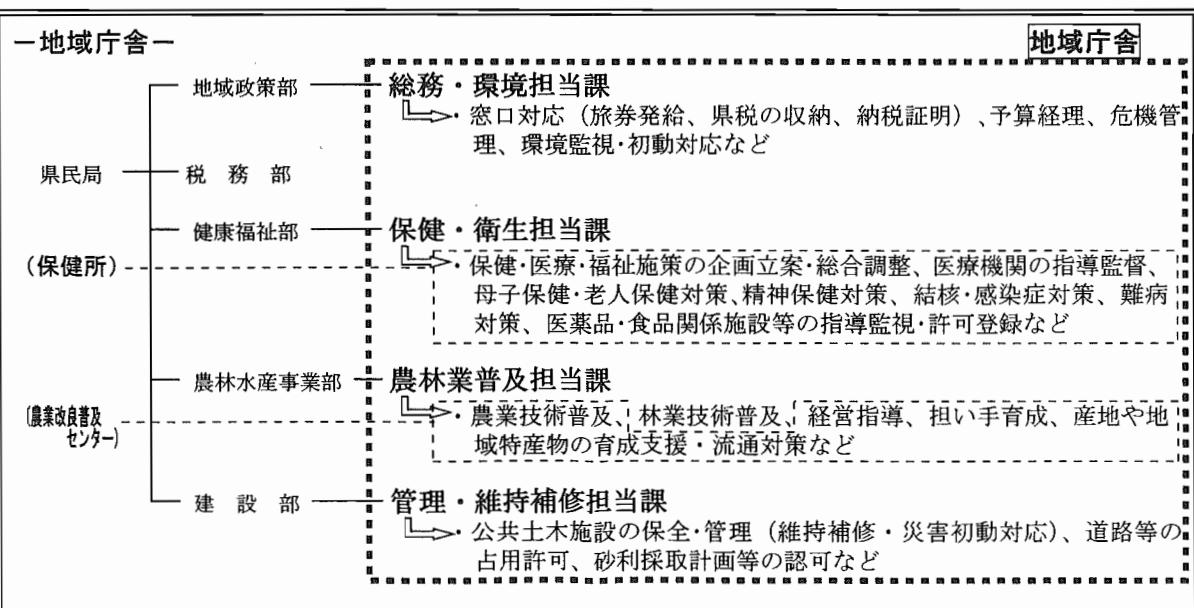
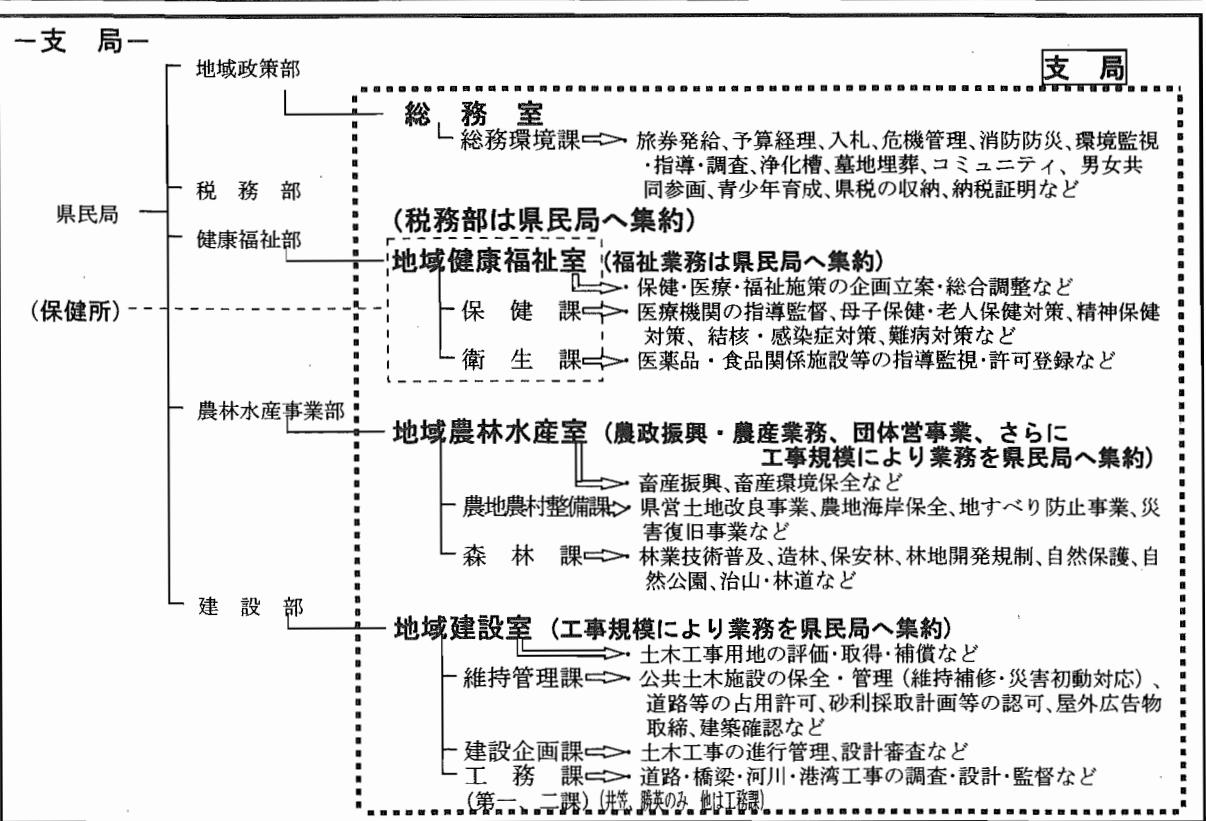
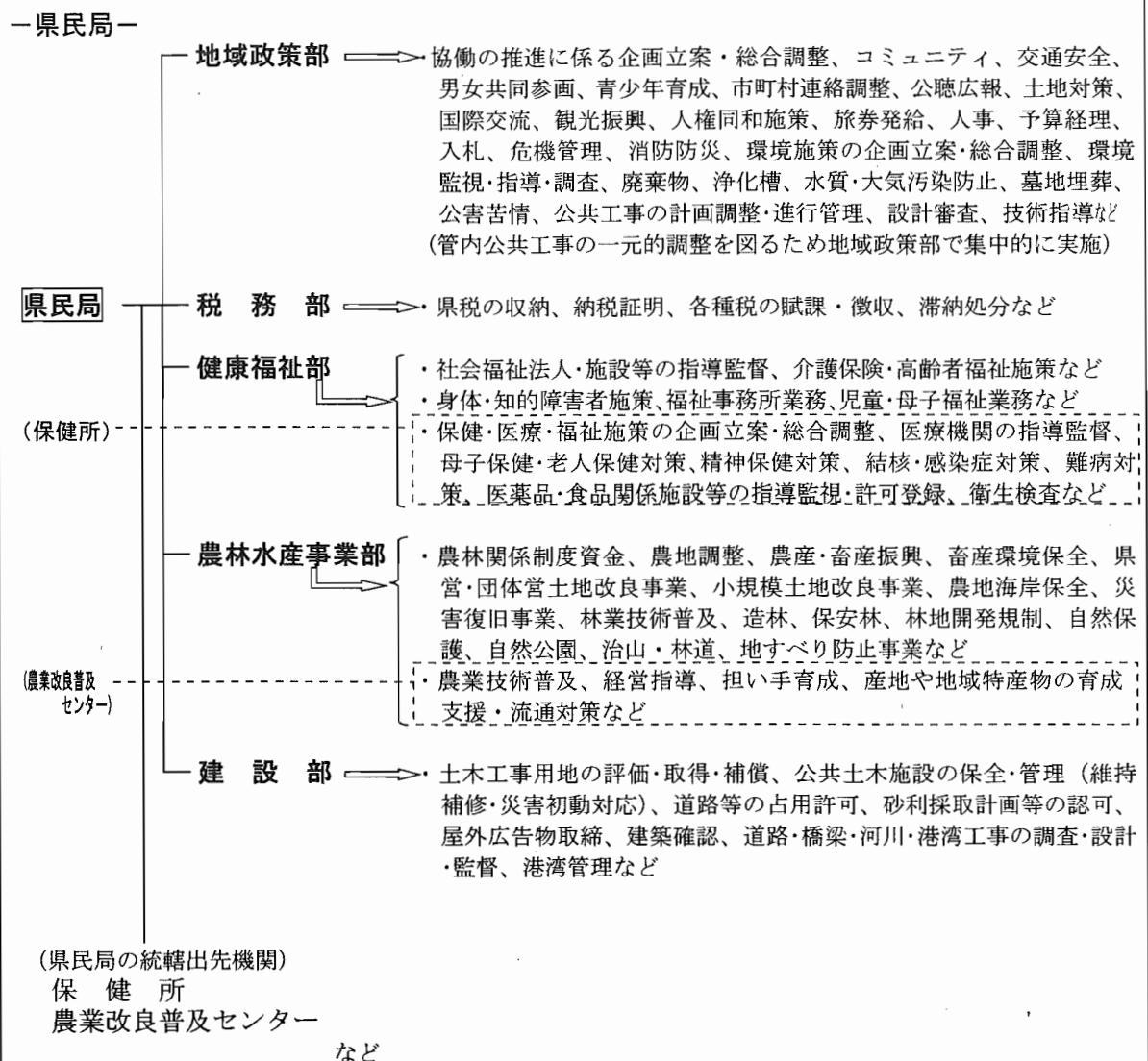


※保健所は地方振興局に併置しています。

H 17. 4再編時の組織と業務 ··· 再編完了までの過渡的体制



H 21. 4再編完了後の組織と業務



注) H21年度における課体制については、今後の事務事業の細部に関し未定部分が多いことから、現時点では示すことはできない。

2 各機関で実施する業務の考え方

(1) 本庁へ集約して実施する業務

次の業務は、平成17年4月以降、本庁で一元的に実施することにより、効率的で迅速な処理が可能となることから、県民局では行わず本庁で実施します。

業務の類型	考 え 方 ・ 業 務 の 内 容
極めて高い専門的知識を要する業務	本庁に集約を図り、専門性を高めたうえで、効率的・迅速に実施します。
年間処理件数が少ない業務	
全県的な啓発業務	
調査等の管内集計業務	
など	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>〔大型店出店調整、企業立地促進補助、農協等の指導監督、地方交付税検査、地方債許可など〕</p></div>

(2) 県民局で実施する業務

県民局では、平成17年4月以降も、原則としてこれまで地方振興局で行ってきた業務を行います。

(3) 地域庁舎で実施する業務

平成21年4月以降、地域庁舎では次の業務のみを実施します。

(平成21年3月末までは支局で実施します。)

ア [災害・危機管理への対応]

業務の類型	考 え 方 ・ 業 務 の 内 容
自然災害や健康被害、環境破壊などへの初期対応の業務	被災状況の確認、2次災害の防止等のため、関係職員が一定の時間で現場に到着できるよう、引き続き、現地で実施します。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>〔地震、風水害、崩土・落石、食中毒、感染症、児童虐待、精神保健緊急対応、水質汚濁事象の発生など〕</p></div>
環境破壊や健康被害の未然の予防の業務	県民の生命、財産に直接関わる重大な危機の発生を未然に予防するための監視業務を効率的に実施するため、引き続き、現地で実施します。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>〔産業廃棄物、大気・水質、医薬品・食品関係施設等の監視・指導・調査など〕</p></div>

イ [現場における業務実施の効率性確保]

業務の類型	考え方・業務の内容
農業※・林業普及指導の業務	<p>農家や林家へ赴き、直接、現地で指導や研修を行うなど、現場に出向くことが基本であること、さらに来局者の負担にも配慮し、引き続き、現地で実施します。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">〔農業普及指導、林業普及指導など〕</p>

※ 農業普及指導の業務は、現在、農業改良普及センターで実施していますが、今後、県民局への統合を検討します。

ウ [県民サービスの確保]

業務の類型	考え方・業務の内容
県民を対象とした許認可、窓口対応の業務	<p>多くの県民が地方振興局を訪れる主要な窓口対応業務については、県民サービスの著しい低下を避けるため、引き続き、現地で実施します。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">しかし、県民に最も身近な自治体である市町村へ権限、事務を移譲・委託する、あるいは、電子申請等を活用するなどにより、業務を縮小していきます。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">〔旅券発給、税の収納、納税証明の発行など〕</p>

エ [県道等県が管理すべき施設の維持管理・補修]

業務の類型	考え方・業務の内容
県管理道路、河川・ダム等の維持管理、補修の業務	<p>県は公共施設の管理者として維持管理、補修業務を行い、不慮の事故の防止や荒天等による災害発生の防止に努める必要があるため、引き続き、現地で実施します。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">しかし、県民に最も身近な自治体である市町村へ権限、事務を移譲・委託するなどにより、業務を縮小していきます。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">〔道路・河川等の占用許可、道路パトロール、除雪など 維持補修業務（工事金額1千万円未満） 路面舗装工事、交差点改良等交通安全施設設置工事、崩土・落石等による危険箇所防除施設設置工事など〕</p>

(過渡的体制)

平成17年4月から平成21年3月までの間の支局の業務

平成17年4月から、次の①～④の業務（県民サービスへの影響を最小限にとどめながら、一元的に処理することが効率的な業務）は県民局に集約して実施し、それ以外の業務は、過渡的体制としての支局で実施します。

① 市町村への補助等の業務

市町村合併により対象数が減ることなどから、県民局に集約し、一元的に対応します。

〔単県医療費助成、地域福祉対策メニュー事業、団体営土地改良事業補助など〕

② 対象が限られる許認可等の業務

専門性を備えた県民局に集約し、迅速、的確に対応します。

〔廃棄物処理施設設置許可、社会福祉法人施設指導・監査、介護サービス事業者指導・監査など〕

③ 一定規模以上の公共工事の計画・設計・建設の業務

県民局に集約し、効率的、効果的に実施します。

〔道路建設工事、河川改修工事、県営土地改良事業など〕

一定規模以上の公共工事とは、平成17年4月の再編段階では、工事金額4千万円以上の工事とします。
支局においては、事業の継続性や地域・県民への影響などを踏まえ、県民局へ集約される工事以外の工事の計画、設計、建設の完了までを行います。

④ その他、集約することで専門性を増し、効果的に実施することが可能となる業務

専門性を備えた県民局に集約し、迅速、的確に対応します。

〔各種税の賦課・徴収、滞納処分、市町村振興計画等の協議、選挙事務、観光振興、農地転用許可など〕

引き続き支局で実施する、上記①～④に掲げる以外の業務についても、平成21年4月の再編完了に向けて、公共工事やそれに付随する事業等を県民局に集約するとともに、権限・事務を市町村へ移譲・委託する、あるいは、電子申請等を活用するなどにより、一層の効率化を進めます。

その結果、平成21年4月以降は(3)のア～エに掲げる業務のみが地域庁舎で実施されることになります。

なお、支局内の総合調整や対外的な調整業務を行うとともに県民局全体の事業調整にも参画する責任者を支局に配置します。

3 県民局の設置に伴う出先機関の見直し

(1) 保健所

平成17年度は、引き続き現在の場所で保健・衛生業務を行います。

今後、平成17年度末までの現行の岡山県保健医療計画（2次保健医療圏）の見直しを検討することとしており、健康危機管理体制の確保の観点及び市町村合併の動向を踏まえ、保健所の設置のあり方についての見直しを検討します。

(2) 農業改良普及センター

平成17年度は、引き続き現在の場所で普及指導業務を行います。

今後、農業改良普及センターの必置規制の廃止などを内容とした農業改良助長法の一部改正法の施行に伴い、平成18年4月の県民局への統合も含め設置のあり方についての見直しを検討します。

(3) 玉野建設事務所及び建部建設事務所

現在の岡山地方振興局建設部の出先事務所としては廃止し、平成17年4月から備前県民局建設部及び美作県民局建設部に業務を集約します。

ただし、玉野建設事務所が担っている港湾管理機能（宇野港管理事務所）については、引き続き、現在の場所で実施することとします。

(4) その他の出先機関

第3次行財政改革大綱に定めるとおり、上記以外の出先機関についても、近年の交通機関の発達や情報化の進展、さらには、市町村合併の進展を踏まえ、統合や所管区域の見直しを行います。

IV 県民局の機能強化

地方振興局から県民局へ再編するにあたり、県民の参画と協働を推進する地域の総合出先機関として、地域ニーズを把握し、これを県行政へ反映させるために、県民局の機能の強化、体制の充実を図ります。

① 企画・立案機能の強化

- ・局の企画・立案機能、総合調整を担う「地域政策部協働推進室」を設置します。
- ・県民との幅広い協働をベースに、地域の特色あるプロジェクトや先駆的取組などを体系化した「夢づくり協働プログラム」を策定します。

② 総合調整機能の強化

- ・本庁から県民局へ権限委譲を進め、県民局において申請から決定までの一連の手続を完了させ、二重行政の解消に取り組みます。
- ・地域の声を県政に反映させ、地域ニーズに基づく施策を推進します。

③ 地域住民との協働による施策の展開

- ・県民局における協働施策を地域全体で推進するため、地域住民をはじめ市町村、各種団体など多様な協働の主体の参画による「協働の推進と地域の意見を聞く場」を設けます。

④ 地域ニーズの県政への反映

- ・地域ニーズを踏まえて、本庁と県民局が一体となった政策を推進するため、県民局長が本庁の政策企画推進会議等の構成員となるなど、本庁と局の連携強化のための体制を整備します。

⑤ 市町村支援機能の強化と連携体制の構築

- ・市町村への権限・事務の移譲などへの対応のため、県民局からの市町村への職員派遣や職員交流などによる人的支援を強化します。
- ・県民局において、より広域的・専門的な視点から、合併後の市町村等に対して助言、協力するなど、密接な連携体制を構築します。

V 市町村への権限・事務の移譲

1 取組の姿勢

地方分権の進展や市町村合併の進捗により市町村の自治能力は向上することから、地方振興局の再編と並行して、住民に身近な事務は、できる限り住民に最も身近な基礎的自治体である市町村で行うことができるよう、県と市町村との役割分担を踏まえたうえで、市町村と十分に協議を行いながら、権限・事務の移譲を積極的に進めることとします。

2 進め方

今後、県の事務事業の精査、他県の先行事例等を参考に、移譲可能な権限を選定し、平成16年度末を目指して権限移譲を推進するための指針の策定に取り組み、全庁的な権限移譲推進体制のもと、できるだけスムーズな移譲が進められるよう対応します。

その際、以下のとおり市町村に対して積極的な措置等を講じることとします。

- ① 移譲された事務処理に必要な経費に対する財政措置
- ② 市町村研修生の受け入れ、県職員の派遣などの人的支援
- ③ 事務処理（引継）マニュアルの作成、説明会、実務研修の実施

VI 再編に伴う削減効果の目標

県民局への再編に伴い、事務事業の見直しや組織の簡素・効率化等を進めながら定数の削減に取り組み、現在約2,100人いる地方振興局職員について、平成21年度の再編完了までに370人程度の削減を行ったうえで、現在見込み得る新たな行政需要等への対応に必要な再配置を行うことにより、**340人程度の純減**を図ることを目標とします。

これにより、今後5年間で、人件費については40億円以上、また、削減人数に応じた事務経費等の削減を図ることで10億円以上、**合計50億円以上の削減効果**を生み出します。

なお、今後、市町村と協議を進めていく権限・事務移譲の進展、その他社会経済情勢の変化に伴い将来新たに発生する行政需要に柔軟に対応しながら、目標の達成に向け努力してまいります。

VII 再編に伴う課題への対応

1 二重行政への対処の考え方

本庁、県民局、支局（地域庁舎）の間の事務処理上の権限と責任の所在について、制度上も運用上も明確にし、それぞれの機関でワンストップで事務を完結させることにより、二重の事務処理とならないよう取り組みます。

(1) 制度上の見直し

① 本庁から県民局への権限委譲

地域の実情を把握している県民局で処理すべきと考えられる事務については、知事から県民局長へ権限を委譲していきます。

例)・4ha以下のすべての農地転用事務

- ・県営土地改良事業の法手続、財産処分等に関する事務
- ・国土利用計画法の土地取引の規制事務
- ・廃棄物再生事業者及び浄化槽保守点検業者の登録事務など

② 本庁への事務処理権限の引き揚げ

現在、地方振興局長に権限を委譲している事務であっても、全県的な調整や判断が真に必要な事務については、権限を本庁に引き揚げます。

例)・大型店出店調整に関する事務

- ・農協等の指導監督に関する事務
- ・地方債の許可に関する事務など

③ 支局及び地域庁舎における事務処理

支局で実施する事務のうち、支局のエリアに関する事務は支局で完結できるよう、支局に配置する責任者に権限を付与します。

地域庁舎における窓口対応業務等についても、県民サービスの観点から地域庁舎で完結するよう、地域庁舎に課を設置し、その責任者に権限を付与します。

(2) 運用上の見直し

- ① 上記の制度上の見直しを踏まえ、市町村補助金の交付事務等は、原則として最終的に意思決定する機関でワンストップで処理することを運用上も徹底します。
- ② 各種調査事務等で、各地方振興局において、管内集計したものについて、再度、本庁で集計しているような事務は、原則として直接本庁で行います。
- ③ 本庁と県民局の間の単なる経由業務は、廃止します。

(3) 県民への周知

県民局への再編にあたり、県民局及び支局（地域庁舎）で行う業務について、パンフレットやホームページなど各種の広報手段を活用し、県民に対しての周知を図ります。

2 災害・危機管理対応への考え方

今年度発生した台風被害などの災害発生状況等を検証し、県民局への再編を踏まえた危機管理体制を整備します。

この中で、災害・危機発生時における市町村・本庁・県民局・支局のそれぞれの役割分担を明確にするとともに、新たに県民局に危機管理を担当する責任者を配置するほか、支局においても責任体制を明確化するなど、組織的な防災体制を強化します。そして、災害発生時の情報収集・伝達体制、支局の災害対応に必要な職員を県民局から出動させる体制などを構築します。

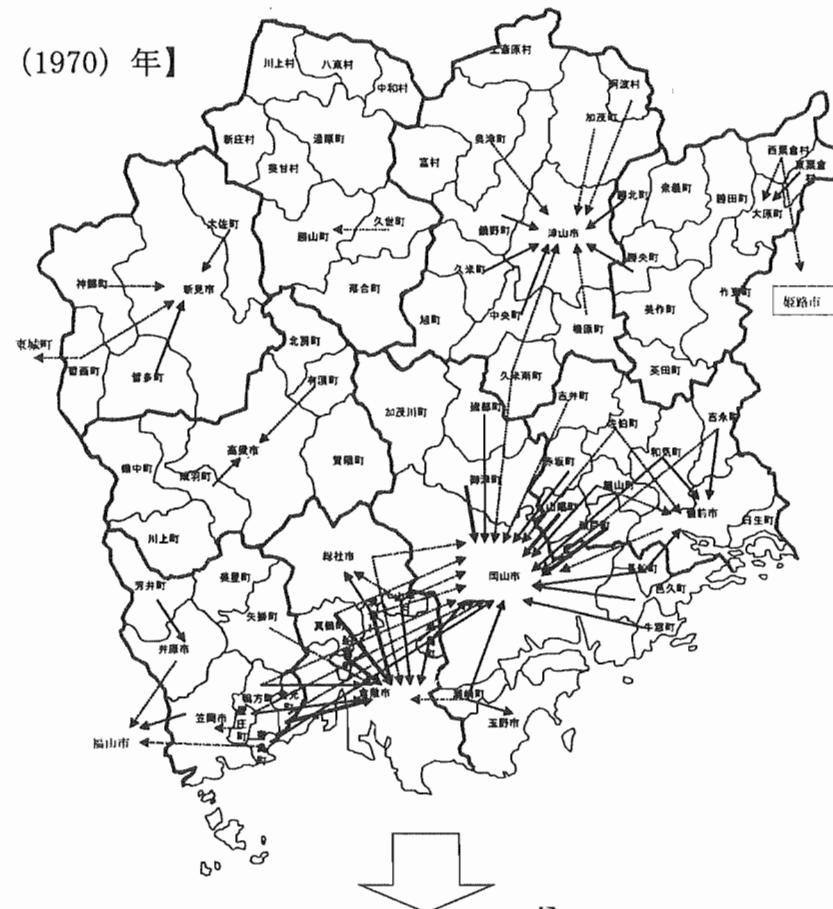
また、平成21年度の再編完了時には、地域庁舎における体制は極力スリムなものとしますが、災害・危機への初動対応は重要であり、市町村等と情報を共有化するとともに県民へリアルタイムな情報提供を行う防災情報ネットワークを活用したうえで、災害・危機に迅速かつ的確な対応ができる人員体制の整備を図るとともに、災害の状況に応じ隨時、県民局から地域庁舎に職員を出動させるなどの防災体制を新たにシステム化します。併せて、市町村合併の進展を踏まえ、市町村防災体制の一層の整備を促すとともに、市町村との連携を充実強化してまいります。

一 資 料 一

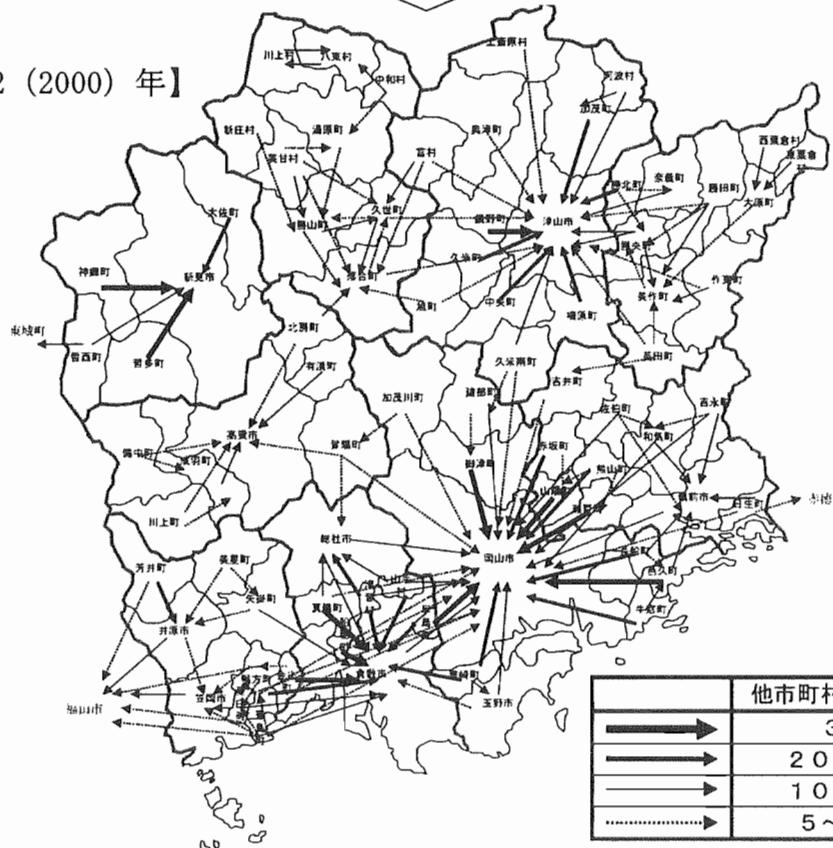
生 活 圈 域

通 勤 圈

【昭和45（1970）年】



【平成12（2000）年】

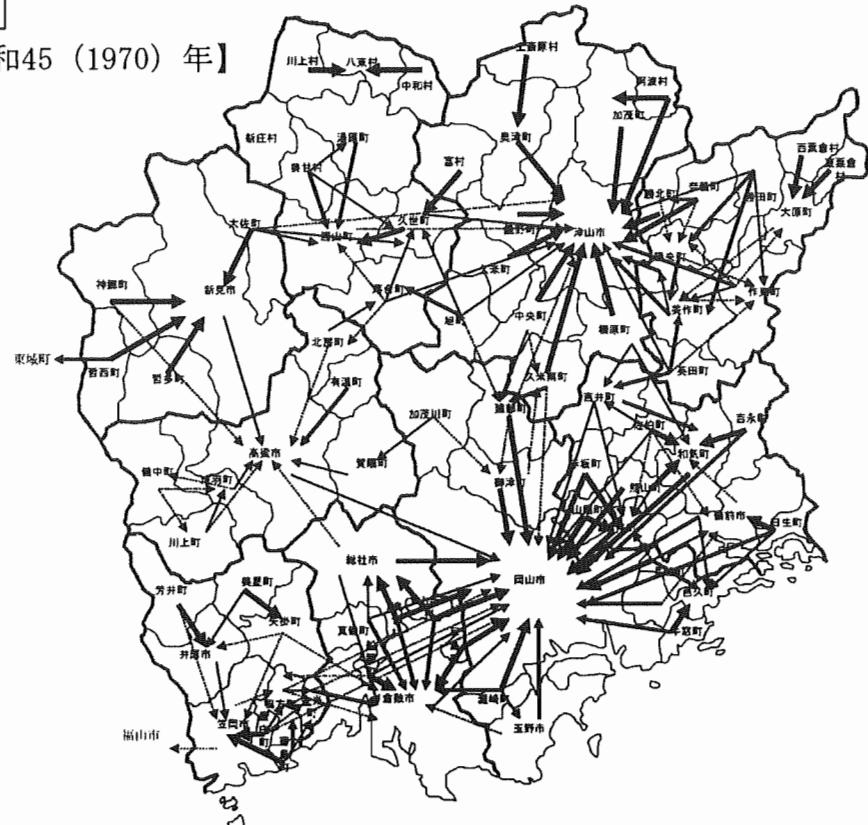


	他市町村への通勤依存率
→	30%以上
→	20~30%未満
→	10~20%未満
···→	5~10%未満

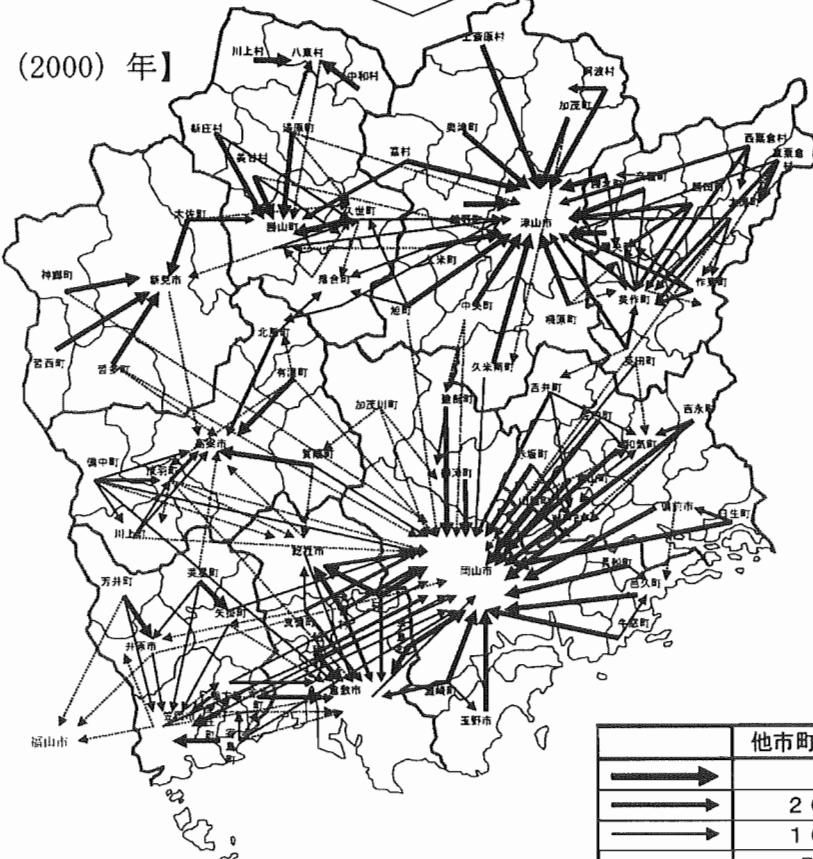
(資料) 総理府統計局「昭和45年国勢調査報告」
総務省「平成12年国勢調査報告」より

通学圏

【昭和45（1970）年】



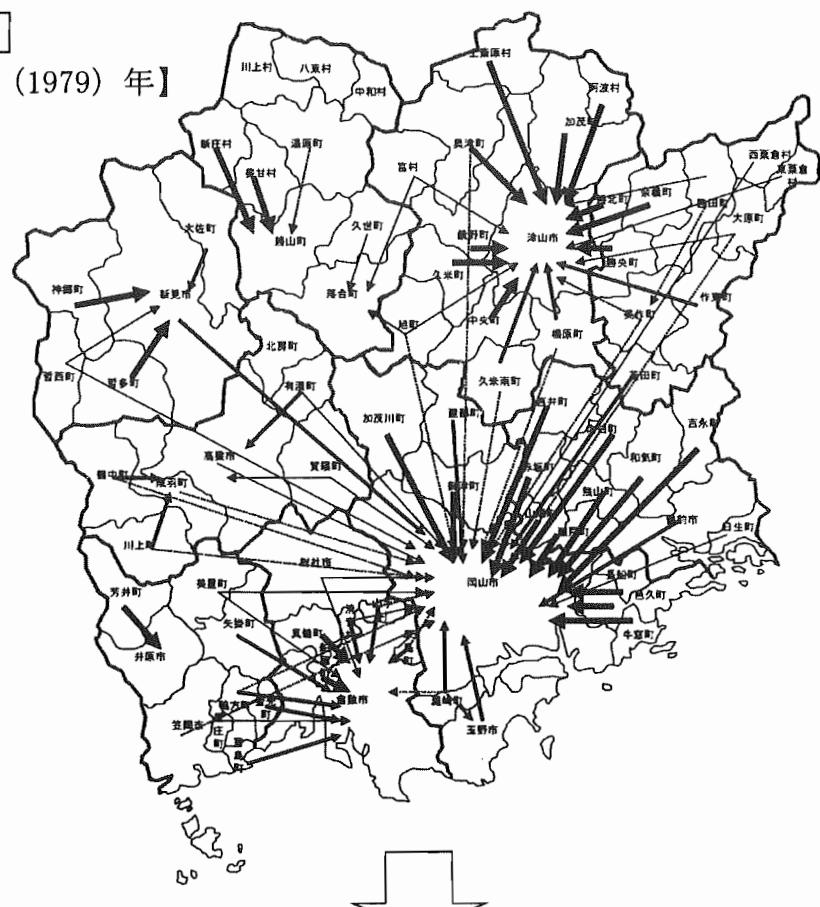
【平成12（2000）年】



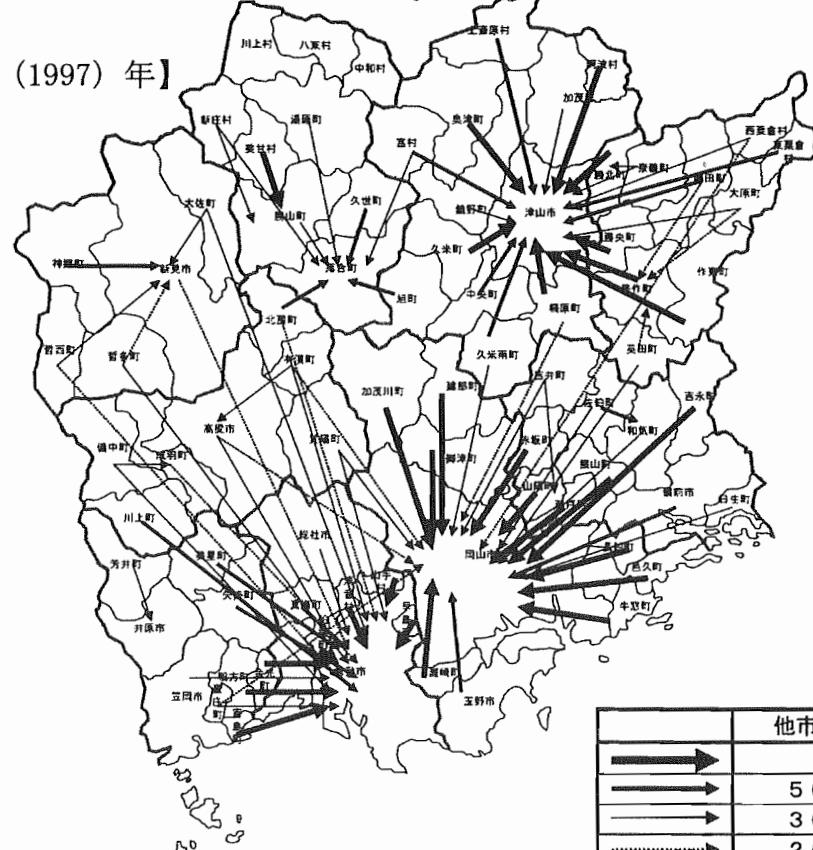
(資料) 総理府統計局「昭和45年国勢調査報告」
総務省「平成12年国勢調査報告」より

重症時医療圏

【昭和54（1979）年】



【平成9（1997）年】

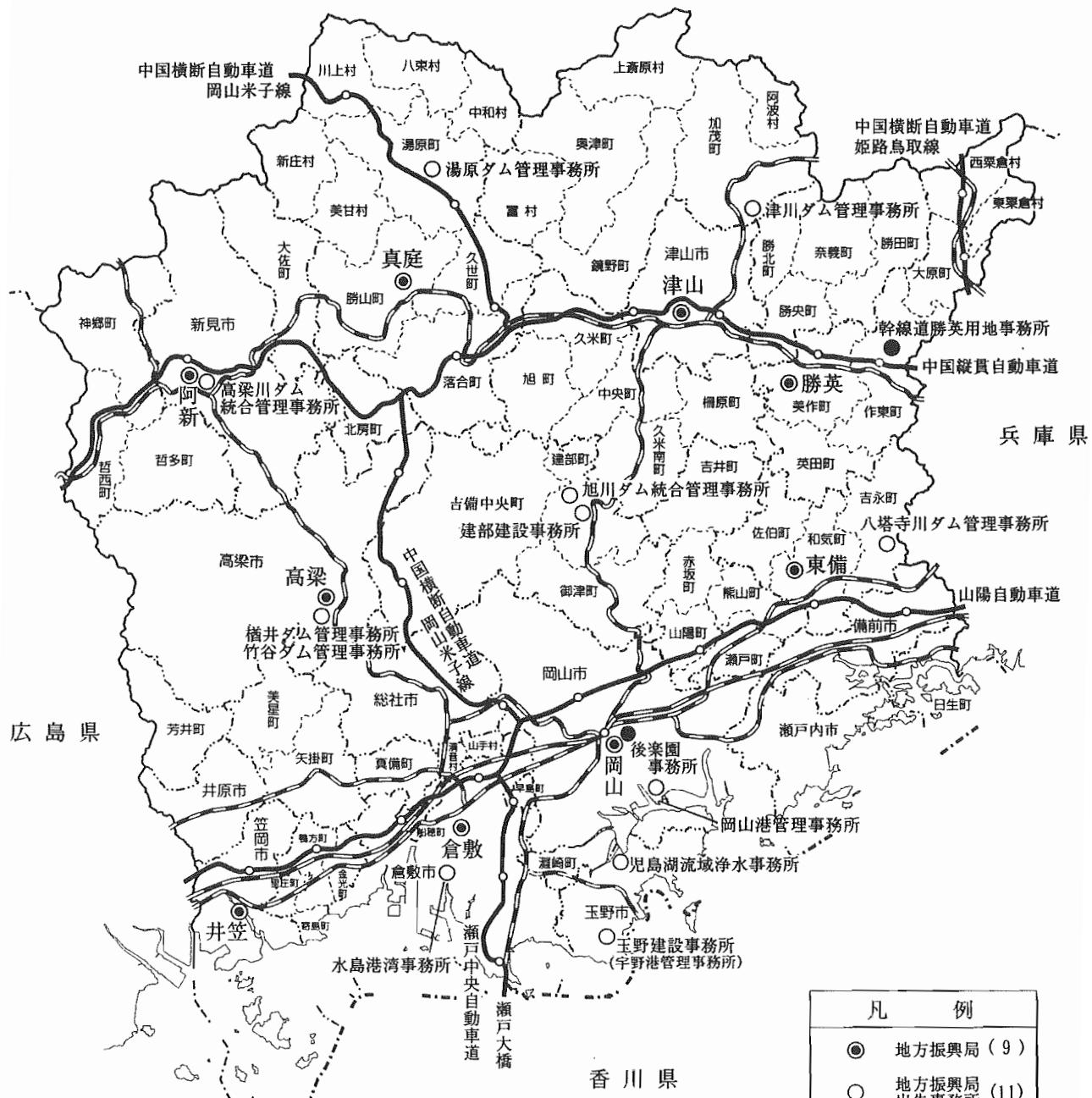


(資料) 岡山経済研究所「おかやま生活行動圏
20年の変動と展望」(平成10年)より作成

高速道路・鉄道網



鳥取県



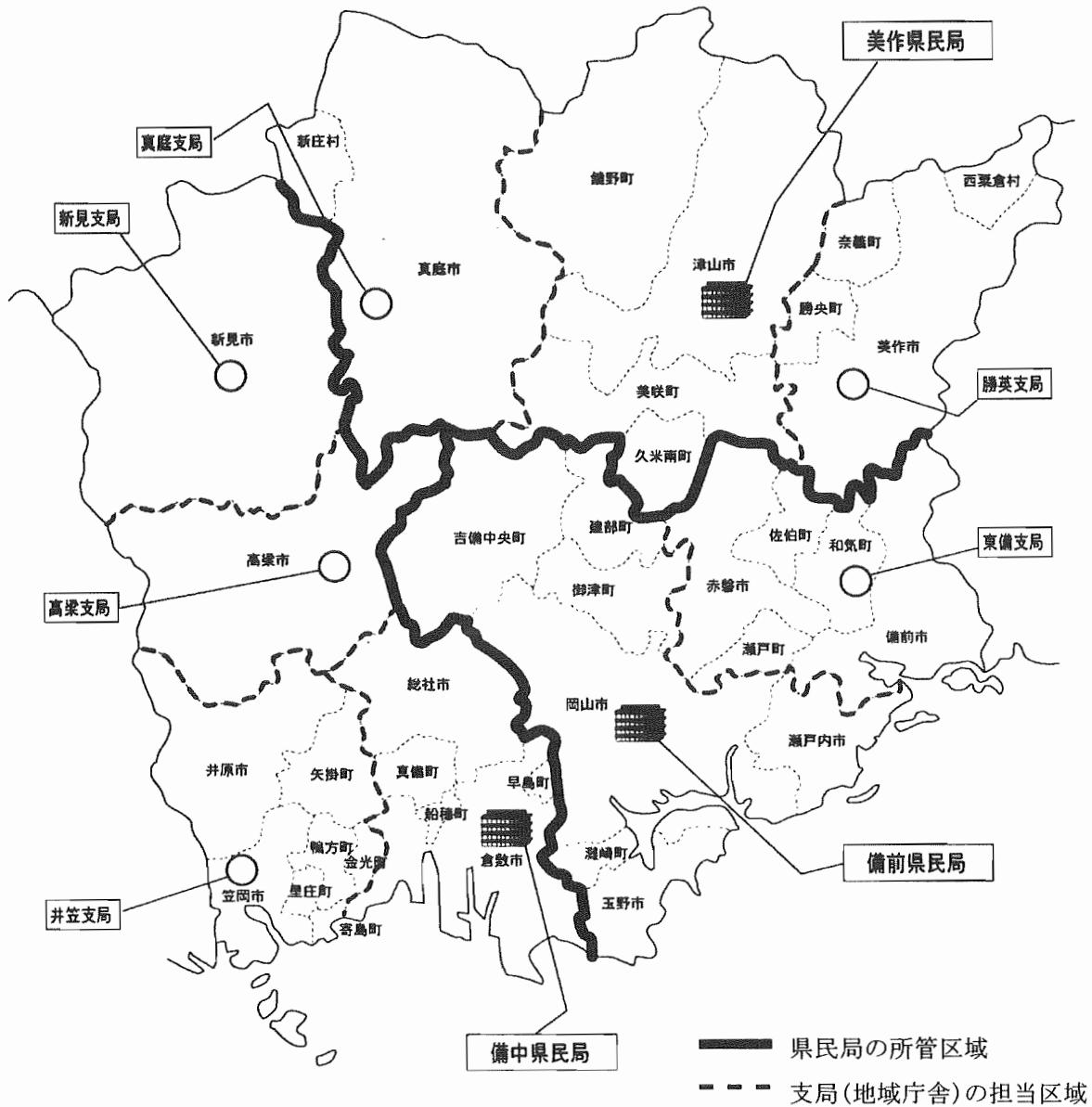
凡 例	
◎	地方振興局(9)
○	地方振興局 出先事務所(11)
●	土木部 出先事務所(2)
--- 市町村界	

(平成17年1月1日現在)

各機関で行う具体的な業務（主なもの）

一再編後の県民局・支局（地域庁舎）における室（課）の所管区域一

[平成17年4月の県民局体制を示したもの]



(注) 平成17年1月1日までに合併が決定された市町村は、合併後の名称、区域で示しています。(今後の市町村合併により変更の可能性があります。)

平成17年4月から金光町は井笠支局の管轄となります、保健所業務に関しては、当面、現在の倉敷保健所の所管とします。

○地域振興・県民生活に関する業務

振興局で行っている主な業務名	H17.4再編時			外部 委託	H21再編完了時			
	県		支局		県		外部 委託	
	本庁	県民局			本庁	県民局		
土地対策		●				◎		
高度情報化	●				◎			
国際交流								
旅券発給		●	●			◎	◎	
国際交流・貢献事業の支援等		●				◎		
市町村振興						◎		
市町村連絡調整、市町村振興計画等の協議		●				◎		
地方債の許可、地方交付税検査	●				◎			
商工業振興								
企業立地促進補助等	●				◎			
商工会議所法、商工会法に基づく許認可	●				◎			
大型店の出店調整	●				◎			
観光振興		●				◎		
同和対策の推進	●	●			◎	◎		
労働対策								
労働関係調査	●				◎			
労働問題講習会等	●				◎			
公聴広報		●				◎		
消防防災対策								
防災体制の配備		●	●			◎	◎※2	
コミュニティ・ボランティア		●	●※1			◎		
文化行政		●				◎		
青少年健全育成								
普及啓発		●	●※1			◎		
立入調査、指導		●				◎		
男女共同参画活動の推進		●	●※1			◎		

※1 各種団体の育成・支援に関する業務

※2 県民局との連携による配備体制

○環境に関する業務

振興局で行っている主な業務名	H17.4再編時			外部 委託	H21再編完了時			
	県		支局		県		外部 委託	
	本庁	県民局			本庁	県民局		
一般廃棄物対策		●				◎		
産業廃棄物対策								
不適正処理に係る指導監視		●	●			◎	◎(初動対応)	
処理施設の設置許可		●				◎		
快適な環境の確保の推進		●				◎		

○県税に関する業務

振興局で行っている主な業務名	H17.4再編時						H21再編完了時					
	県			外部 委託	県			外部 委託	県			外部 委託
	本庁	県民局	支局		本庁	県民局	地域庁舎		本庁	県民局	地域庁舎	
窓口対応(県税の収納、納税証明の発行)		●	●			◎	◎			◎	◎	
県税の賦課		●				◎				◎		
収納管理・徴収		●				◎				◎		
課税免除										◎		
軽油引取税・免税軽油使用者証の交付		●								◎		
自動車税・身体障害者等課税免除		●								◎		
犯則取締等	●					◎						

○保健福祉に関する業務

振興局で行っている主な業務名	H17.4再編時						H21再編完了時					
	県			外部 委託	県			外部 委託	県			外部 委託
	本庁	県民局	支局		本庁	県民局	地域庁舎		本庁	県民局	地域庁舎	
介護保険事業										◎		
市町村支援		●								◎		
介護サービス事業者監査指導 介護支援専門員の養成・研修		●								◎		
社会福祉法人、施設等の指導監査		●								◎		
精神保健福祉対策										◎	◎	
精神保健相談等		●	●							◎	◎	
措置入院等(緊急時の対応)		●	●							◎	◎	
感染症対策												
結核・感染症の発生動向調査		●	●							◎	◎	
感染症予防及び発生時対応		●	●							◎	◎	
指導監視・危機管理対応												
食品関係営業施設監視		●	●							◎	◎	
薬事法関係施設監視指導		●	●							◎	◎	

○農林水産業に関する業務

振興局で行っている主な業務名	H17.4再編時						H21再編完了時					
	県			外部 委託	県			外部 委託	県			外部 委託
	本庁	県民局	支局		本庁	県民局	地域庁舎		本庁	県民局	地域庁舎	
農地転用許可等農地関係の調整		●								◎		
農業振興対策												
国庫補助事業		●								◎		
単県補助事業		●								◎		
農業制度資金		●								◎		
畜産環境対策		●	●							◎		
農協等の指導業務	●								◎			

振興局で行っている主な業務名	H17.4再編時				H21再編完了時			
	県			外部 委託	県			外部 委託
	本庁	県民局	支局		本庁	県民局	地域庁舎	
団体営事業(土地改良事業など)		●				◎		
県営事業(土地改良事業など) 計画、地元調整、法的手続き等		●				◎		
		●		●※3 (一定規模未満)		◎		◎
		●	●			◎		
造林・間伐事業(補助事業)		●	●			◎		
農業・林業普及指導		●	●			◎	◎	

※3 工事金額4千万円未満の工事

○建設工事に関する業務

振興局で行っている主な業務名	H17.4再編時				H21再編完了時			
	県			外部 委託	県			外部 委託
	本庁	県民局	支局		本庁	県民局	地域庁舎	
道路・河川管理								
各種許可・措置命令 パトロール		●	●			◎	◎	
		●	●			◎	◎	
公共施設の維持補修		●	●	●※3 (一定規模未満)	●		◎	◎※4 (一定規模未満)
屋外広告物規制 (許可・違反広告物除却作業)		●	●			◎		
宅地造成等規制 (許可、完了検査)		●	●			◎		
建設業者管理 (指導・相談、営業所調査、経営事項審査)		●	●			◎		
入札業務		●	●	●※3 (一定規模未満)			◎	
工事計画、進行管理		●	●	●※3 (一定規模未満)			◎	
工事設計、工事監督等		●	●	●※3 (一定規模未満)	●		◎	◎
工事設計審査、工事検査		●	●	●※3 (一定規模未満)			◎	
市町村工事技術指導		●				◎		
災害復旧事業		●	●	●※3 (一定規模未満)			◎	

※3 工事金額4千万円未満の工事

※4 工事金額1千万円未満の維持補修工事

地方振興局再編 取組の経過

年月日	経 過
H15. 11. 20	「第3次岡山県行財政改革大綱」決定
H15. 12. 12	地方振興局再編プロジェクトチーム発足
H16. 5. 27	岡山県行財政改革推進本部会議 「地方振興局再編の考え方（案）」公表
H16. 7. 26	岡山県行財政改革推進本部会議 「地方振興局再編（素案）」公表
H16. 7. 27 ～ 8. 31	パブリックコメント実施 意見：261件（170名）
H16. 8. 9 ～ 9. 10	公聴会開催（県下9会場） 参加者：527名 発言者：122名
H16. 11. 11	岡山県行財政改革推進本部会議 「地方振興局再編（案）」公表
H16. 11. 19	岡山県議会全員協議会開催
H16. 11. 24	岡山県行財政改革推進本部会議 「地方振興局再編（案）」決定
H16. 12. 3	岡山県議会12月定例会 「岡山県県民局設置条例案」上程
H16. 12. 22	岡山県議会12月定例会 「岡山県県民局設置条例」議決